

[ 研究ノート ]

## 米国の非課税組織変更における事業継続性の要件

鈴木 孝 一

〈目 次〉

はじめに

I. COBE 要件の判定基準

II. 法人への譲渡と COBE

III. パートナーシップへの譲渡と COBE

おわりに

### はじめに

内国歳入庁 (IRS) は 1998 年 1 月、持分の継続性 (continuity of interest, 以下 COI と略称する。) の要件と事業の継続性 (continuity of business enterprise, 以下 COBE と略称する。) の要件に関する確定内国歳入法施行規則 (Final Regulations, 以下、確定規則という。) を公表した。両要件は、ともに内国歳入法第 368 条の組織変更を通常の売却取引とは区別して非課税とするに必要な要件である。法令に定める非課税要件を満たしても、判例によって形成されたこの両要件を満たさない取引は非課税の取り扱いを受けることができない。

この確定規則の取扱いのうち、COI 要件については既に別稿で論述したので<sup>1)</sup>、本稿においては COBE 要件を検討する。論点は、取得した売却会社の資産または株式を、組織変更後に、法人ないしパートナーシップへ譲渡した場合、COBE 要件は満たされるかどうかである。

## I. COBE 要件の判定基準

§ 368 の組織変更は、変更された会社形態のもとでの継続的な資産の持分の再調整 (readjustment) にすぎないため非課税となる (§ 1.368-1(b))。

この非課税の取扱いを受けるには、発行会社 (以下、P と表示する。取得会社および子会社を利用した組織変更における親会社を指す。§ 1.368-1(b)) が、売却会社 (以下、T と表示する。) の従前事業を継続するか (Business continuity: 事業継続性)、または大部分の T の事業資産を事業に使用すること (Asset continuity; 資産継続性) が必要である (§ 1.368-1(d)(1))。

事業継続性のテストの適用に際しては次の事項に留意する (§ 1.368-1(d)(2))。

- (i) COBE 要件は P が T の従前事業を継続する場合に満たされる。P が T と同じ種類の事業を営んでいる場合には、所定の継続性があると思われるが、それだけでは十分ではない。
- (ii) T に 1 種類以上の事業がある場合には、P が重要な種類の事業を営めば COBE 要件は満たされる。
- (iii) 原則として、会社の従前事業とは最近に行われていた事業をいう。しかし、その事業は組織変更計画の一環として締結されたものでないこと。
- (iv) 組織変更計画が有効になる時期や、ある種類の事業が「重要」かどうかの見極めに際しては、あらゆる事実と状況を考慮する。

また、資産継続性のテストの適用に際して留意すべき事項は次の通りである (§ 1.368-1(d)(3))。

- (i) P が大部分の T の従前事業資産を事業に使用する場合に COBE 要件は満たされる。
- (ii) 会社の事業資産とはその従前事業に使用されていた資産のことである。事業資産には、株式や有価証券及び税務基礎価額があるかどうかにかかわらず営業権・特許権・商標権等の無形の営業資産が含まれる。
- (iii) 原則として、会社の資産が「重要」と考えられるかどうかの決定は、

## 米国の非課税組織変更における事業継続性の要件

事業遂行に対する当該資産の相対的重要性に基づいて行う。しかし、これらの資産の市場価額の純額等のその他の一切の事実と状況が考慮される。

### 【設例 1】 従前の主要な事業が引き継がれる場合

Tは3種類の事業を営んでいる。すなわち、合成樹脂の製造、繊維産業用化学製品の製造及び化学製品の販売の3つの事業である。3種類の事業の価値はほぼ同じである。1981年7月1日に、Tは合成樹脂と化学製品販売の事業を第三者に現金及び市場性ある有価証券を対価として売却する。1981年12月31日に、Tはその資産の全部（2事業の売却収入と繊維産業用化学製品の事業資産一筆者注）を、P議決権株式との交換にPに譲渡する。Pは繊維産業用化学製品の製造事業を引き続き行う。COBE要件は満たされる。すなわち、PがTの3つの主要な事業の1つを継続すればCOBE要件は満たされる（§ 1. 368-1(d)(5) Example 1）。

### 【設例 2】 従前の事業の従事期間が十分でない場合

Tは男物のズボンを製造している。1978年1月1日に組織変更の一環として、Tはその資産の全部を第三者に現金で売却し、株式と債券とから成る多種類の有価証券を購入した。その組織変更計画に基づき、Tは1981年7月1日まで投資事業を営む。同日、Tはその資産の全部をP（規制投資会社；regulated investment company）にP議決権株式との交換に譲渡してその計画は完結する。COBE要件は満たされない。なぜなら、Tの投資事業はその従前の事業ではなく、また、株式と債券はTの従前事業資産ではないからである（§ 1. 368-1(d)(5) Example 3）。

### 【設例 3】 従前の事業が売却される場合

Tは農機具を製造し、Pは製材業を営んでいる。TはPに合併する。Pは組織変更計画の一環として、合併直後にTの資産を売却する。PはTの農機具製造事業を引き継いでいないので、COBE要件は満たされない（§ 1. 368-1(d)(5) Example 5）。

## II. 法人への譲渡と COBE 要件

確定規則は、売却会社の資産または株式を他の法人へ譲渡することを認めるが、COBE 要件が満たされているかどうかの決定に際しては、発行会社とその関連会社を1つとして見る単一事業体の概念 (single-entity precepts) を採用する<sup>2)</sup>。

この概念のもとでは、発行会社は適格なグループのメンバー全部のすべての事業と資産を保有しているとみなされる (§ 1.368-(d)(4)(i))。適格なグループとは発行会社と株式所有を通じて関連している1つ以上の法人の連鎖をいうが次の場合に限定される。すなわち、発行会社が § 368(C) の要件を満たす1つ以上の他の法人の株式を直接所有し、かつ、§ 368(C) の要件を満たす法人(発行会社を除く)のそれぞれの株式が、他の法人の1つによって直接所有されている場合である (§ 1.368-1(d)(4)(ii))。

§ 368(C) によれば、当該法人のすべての種類の議決権株式の総議決権数の80%以上で、かつその他すべての種類の総株式数の80%以上の株式を所有することがその法人を支配する要件とされる。したがって、発行会社以外のそれぞれの法人は、少なくともこの支配要件を満たす適格なグループのメンバーである他の1つの法人によって直接支配されなければ適格グループのメンバーになれない<sup>3)</sup>。

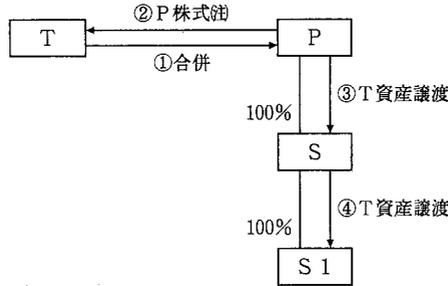
また、§ 1.368(a)(A), (B), (C), (G) の要件を満たす取引(すなわち非課税の組織変更で § 354(b)(1)(A), (B) を満たす場合)は、その取引で取得した資産・株式の一部または全部を、各譲渡において譲渡者によって支配されている1つ以上の会社に譲渡または連続して譲渡しても、その要件(法令要件と COBE 要件—筆者注)を満たす (§ 1.368-2(k)(1))。

この場合の譲渡は、§ 351 の交換(非課税の現物出資—筆者注)や、出資に限定されず、売却であってもかまわない<sup>4)</sup>。

**【設例 4】<sup>5)</sup> 適格なグループのメンバーへの資産譲渡**

(i) 事実

図表 1



注厳密には、TではなくT株主へのP株式の譲渡である。PにおけるT資産の連続的な譲渡を中心に図解するため、T及びT株主を区別しない。以下の図表においても同様。

TはPに合併し、T株主はT株式をP株式と交換する。PはT資産をSに譲渡する。PはS株式の100%を所有している。Sはただちにその資産をS1に譲渡する。SはS1株式の100%を所有している。

(ii) COBE

売却会社の資産または株式が適格なグループのメンバー間で譲渡される場合には、COBE要件は満たされる。本設例ではP、SおよびS1は適格なグループを形成するので、COBE要件は満たされる。

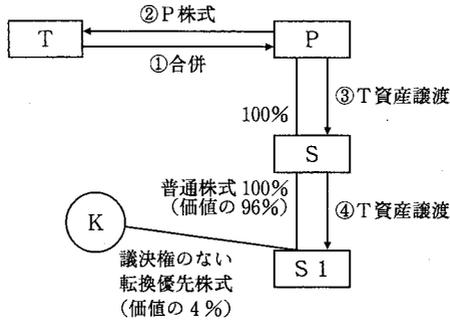
【設例5】<sup>6)</sup> 適格なグループのメンバー以外の会社への資産譲渡—その1

(i) 事実

PはS株式の全部を所有する。SはS1の普通株式の全部を所有する。S1の議決権のない転換優先株式は第三者によって所有されている。しかしその価値はS1の価値総額の4%にしかすぎない。TからPへの合併で、T株主はT株式をP株式と交換する。合併直後にPはT資産をSに譲渡し、SはそれをS1に譲渡する。

(ii) COBE

図表 2



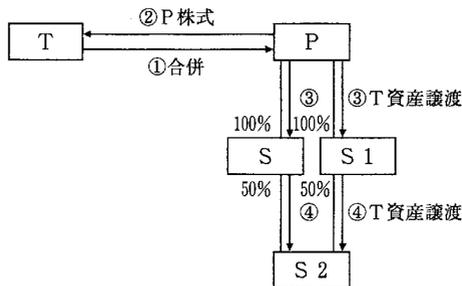
S 1 の議決権のない転換優先株式の全部がメンバー以外の者によって所有されているため、（議決権株式以外のすべての種類の総株式数の 80% 以上の株式所有という一筆者注）§ 368(C) に定義する支配の要件を満たさず、S 1 は S によって支配されていない。

したがって、適格なメンバー以外へ資産を譲渡したことになり、COBE 要件を満たさない。

【設例 6】<sup>7)</sup> 適格なグループのメンバー以外の会社への資産譲渡—その 2

(i) 事実

図表 3



米国の非課税組織変更における事業継続性の要件

PはSおよびS1の株式の全部を所有する。SとS1はそれぞれS2の株式の50%を所有する。TからPへの合併でT株主はT株式をP株式と交換する。合併直後にPはT資産をSとS1に譲渡し、SとS1はそれらをS2に譲渡する。

(ii) COBE

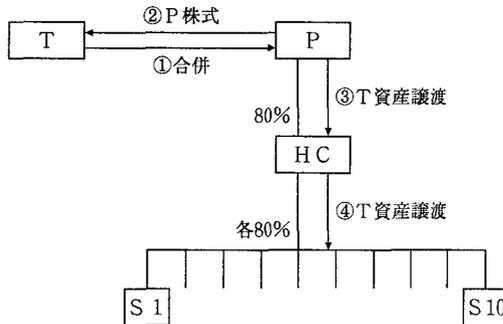
§368(C)の支配要件の適用上、みなし所有や統合ルールは適用されないで、S2はSとS1のいずれにも支配されていない。

したがって、適格なメンバー以外へ資産を譲渡したことになり、COBE要件を満たさない。

【設例7】適格なグループのメンバーによる大部分のTの従前事業資産の使用

(i) 事実

図表4



Tは自動車用部品の販売代理店を営んでいる。Pは持株会社（HC）の株式の80%を所有している。HCは10の子会社、すなわちS1からS10の80%の株式を所有している。S1からS10はそれぞれ付帯サービス完備のガソリンスタンドを営んでいる。組織変更計画に基づき、TはPに合併し、T株主はP株式のみを受け取る。組織変更計画の一環としてPはHCにTの資産を譲渡し、HCは次いでT資産を10の子会社のそれぞれに譲渡する。どれ1つと

してTの従前の事業用資産の主要な部分を受け取る子会社はない。それぞれの子会社はTの資産を付帯サービス完備のガソリンスタンド事業に使用する。自動車部品を販売するPの子会社はない。

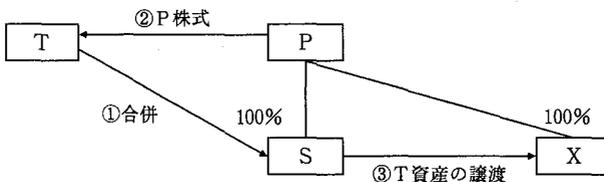
(ii) COBE

PはS 1 からS10 までの10のガソリンスタンドの事業を行っているともみなされ、かつ、それらの事業に従前のT資産を使用しているともみなされる。すなわちPは資産の全部を所有して、適格なグループのメンバーであるS 1 からS10の全部の事業を行っているともみなされる。適格なグループのメンバーのうちで、Tの従前の販売代理店事業を引き続き行っているものはいない。しかし、子会社S 1 からS10は従前のT資産を継続して事業に使用している。たとえ、Tの従前の事業資産の主要な部分を使用している会社が、適格なグループに一つもないとしても、COBE要件は満たされる。なぜなら、グループ全体で、大部分のTの従前事業資産は事業に使用されているからである（§ 1.368-1(d) (5) Example 6）。

【設例 8】<sup>8)</sup> 兄弟会社への資産譲渡 (Cross-Chain Transfers)

(i) 事実

図表 5



PはSとXの株式の全部を所有する。TはSに合併し、T株主はP株式を受け取る。その直後にSはT資産をXに譲渡する。

(ii) COBE

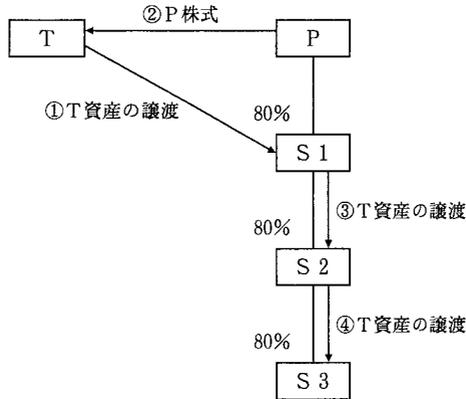
P、SおよびXは同一の適格なグループのメンバーであり、PはXが所有する資産を所有しているものとみなされる。それゆえ、Xへの資産譲渡はCOBE

要件を満たす。

【設例 9】 子会社が直接取得した資産の譲渡

(i) 事実

図表 6



Tは菓子パンやクッキーを地方の小売店に供給する菓子類販売業を営んでいる。取得会社グループは多種類の焼き菓子を製造して全国的に販売している。PはS1株式の80%を所有している。組織変更計画に基づいて、Tはその資産の全部をP株式のみとの交換でS1に譲渡し、P株式をT株主に分配する。S1はS2の株式の80%を所有し、S2はS3の株式の80%を所有する。S3は菓子パンとクッキーを製造・販売する。組織変更計画に基づいて、S1はT資産をS2に譲渡し、S2はこれをS3に譲渡する。

(ii) COBE

§ 1.368-2(k)(1) によれば、§ 368(a)(1)(C) (子会社を利用したC組織変更一筆者注) に該当するこの取引は、取得した資産の全部がS1からS2へ、S2からS3へと連続して譲渡されてもその要件を満たす。なぜなら、それぞれの譲渡で、譲受会社は譲渡会社によって支配されているからである (§ 1.368-2(k)(3) Example 1)。

すなわちP, S 1, S 2及びS 3は適格なグループを形成するため, そのグループ内における資産の連続的な譲渡はCOBE要件を満たす。

また, S 1がT資産ではなく, B組織変更でT株式の全部を取得し, それをS 2, S 3へと順次譲渡した場合も取扱いは同じである(§ 1.368-2(k)(3) Example 2)。

### Ⅲ. パートナーシップへの譲渡とCOBE要件

確定規則は, 売却会社の資産のパートナーシップ(以下PRSと略称する。)への譲渡を認める。確定規則によれば, PRSは集合体(as an aggregate)とみなされ<sup>9)</sup>, COBE要件の判定において次のように取り扱われる(§ 1.368-1(d)(4)(ii))。

#### (1) PRSの資産

PRSの各パートナーは, PRSのそれぞれのパートナーの持分に応じて, PRSの事業に使用されるT事業資産を所有しているものとみなされる。

#### (2) PRSの事業

発行会社は次のいずれかの場合に, PRSの事業を遂行しているとみなされる。

(i) 適格なグループのメンバーが全体で, PRSの事業の重要な持分に相当するPRSの持分を所有している。

(ii) 適格なグループの1以上のメンバーが, パートナーとしてそのPRSの事業に関する積極的かつ重要な管理機能を行っている。

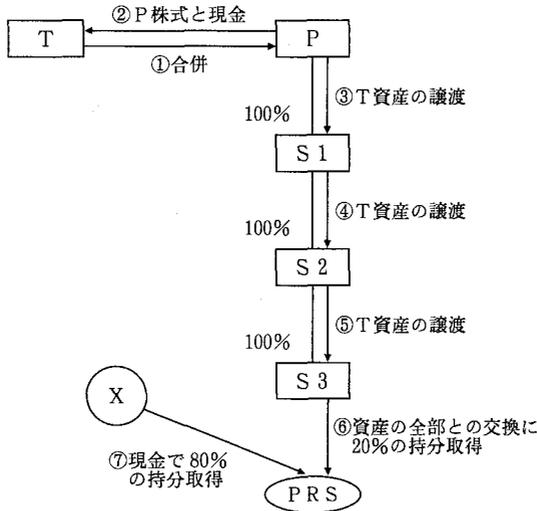
#### (3) PRSでの従前T事業の遂行

重要な従前T事業がPRSで行われている場合には, Pは上記(2)の適用上, 当該T事業を行っているともみなされ, 所定の要件を満たしているように思われるが, それだけでは十分でない。すなわち, 他の事実(特定されない。)を考慮すると異なった結論になることもありうる<sup>10)</sup>。

**【設例 10】 適格なグループのメンバーが 20%の持分を所有する PRS への資産譲渡**

(i) 事実

図表 7<sup>11)</sup>



Tはスキー靴を製造している。PはS1の全株式を所有し、S1はS2の全株式を、またS2はS3の全株式を所有している。TはPに合併し、T株主は対価としてP株式と現金を受け取る。Tのスキー靴製造事業は継続して行われ、さらに成長が見込まれる。この成長を見越して、PはT資産の全部をS1に譲渡する。T資産の全部は順次S1からS2へ、S2からS3へ譲渡される。S3とX（第三者）は新たにパートナーシップ（PRS）を組成する。組織変更の計画の一環としてS3はT資産の全部をPRSへ譲渡し、S3はパートナーとしての資格において、PRSのスキー靴事業のために積極的かつ重要な管理機能（active and substantial management functions）を遂行する。その機能には、重要な事業上の意思決定、スキー靴事業の従業員の全般的な監督・指

揮及び管理への規則的な参画が含まれる。S 3 は PRS の持分の 20% を受け取る。X は PRS の 80% の持分を取得するために現金を支払う。

(ii) COBE

S 3 はパートナーとしての資格で、スキー靴事業の積極的かつ重要な機能を遂行しているので、P は T の従前事業を行っているとみなされる。この場合、P は資産の全部を所有して S 3 を含む適格なグループのメンバーのすべての事業を行っているとみなされる。したがって、COBE 要件は満たされる (§ 1.368-1(d)(5) Example 7)。

なお、この設例で S 3 が PRS の 1% の持分しか所有していないときは、たとえ S 3 がスキー靴事業の積極的かつ重要な機能を遂行しているとしても、COBE 要件を満たさない (§ 1.368-1(d)(5) Example 8)。

反対に、S 3 が PRS の 33.3% の持分を所有しているときは、発行法人は PRS の重要な持分を所有することになり、P の適格グループのメンバーがスキー靴事業の積極的かつ重要な機能を遂行していない場合でも、COBE 要件を満たす (§ 1.368-1(d)(5) Example 9)。

しかし、この確定規則の設例からは、次の状況において COBE 要件が満たされるかどうかは明らかでない<sup>12)</sup>。

①発行会社が、事業の積極的かつ重要な機能を果している場合に、PRS の持分が 1% から 20% の間にあるとき。

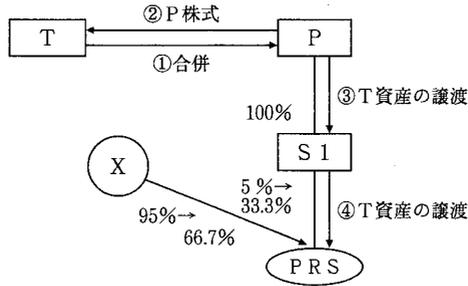
②発行会社が、事業の積極的かつ重要な機能を果たしていない場合に、PRS の持分が 20% 以上 33.3% 未満であるとき。

**【設例 11】 適格なグループのメンバーが 33.3% を所有する PRS への資産譲渡**

(i) 事実

T は織物の販売業者である。P は S 1 株式の全部を所有している。T は P に合併し、T 株主は P 株式のみを受け取る。S 1 と X (第三者) はパートナーシップ (PRS) の持分を所有する。組織変更計画の一環として P は T 資産の全部

図表 8<sup>13)</sup>



をS1へ譲渡し、S1は当該資産をPRSへ譲渡する。その結果、S1が所有するPRSの持分は5%から33.3%へ増加する。譲渡後、XはPRSの残り66.7%の持分を所有する。T資産の大部分はTの大量の織物在庫であり、PRSによってスポーツウェアの製造に使用される。それゆえ、資産の全部がスポーツウェア事業に使用される。Pの適格なグループのメンバーはPRSが営んでいるスポーツウェア事業の積極的かつ重要な管理機能を遂行していない。

(ii) COBE

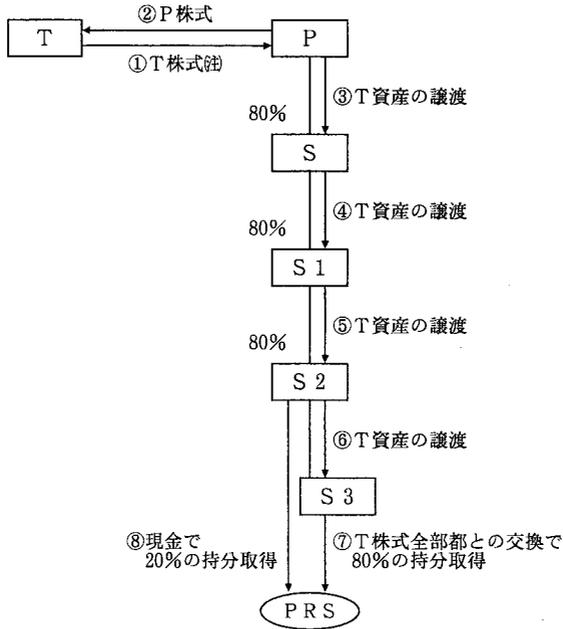
S1はPRSがスポーツウェアの製造事業に使用しているT資産の33.3%を所有しているとみなされる。また、S1がパートナーシップ事業の重要な持分に見合うパートナーシップの持分を所有しているため、Pはスポーツウェア製造事業を行っているとみなされる。Pは資産の全部を所有してS1を含む適格なグループのメンバーのすべての事業を行っているとみなされるので、COBE要件は満たされる (§ 1.368-1(d)(5) Example 10)。

【設例12】PRSへの株式譲渡

(i) 事実

T資産ではなくT株式をS1からS2、S2からS3へ譲渡する以外は設例10と同じである。ただし、組織変更計画の一環としてS2とS3は新たなパートナーシップ (PRS) を組成する。その直後にS3はT株式の全部を80%の

図表 9<sup>14)</sup>



パートナーシップの持分との交換に PRS に譲渡し、S 2 は現金を支払って 20% のパートナーシップの持分を取得する。

(ii) COBE

§ 1.368-2(k) は T 株式の S 3 への連続的な譲渡について規定しているが、S 3 による T 株式の PRS への譲渡については規定していない。この取引の特徴は多段階取引の原理を含む関連法規によって判断しなければならない。T 株式の取得直後に取得会社は T を支配していないので、この取引は § 368(a)(1)(B) に規定する組織変更 (B 組織変更) の支配要件を満たさない (§ 1.368-2(k)(3) Example 3)。したがって、タイプ B 組織変更で売却会社の株式を取得する場合には、売却会社の資産のみが PRS に譲渡できる<sup>15)</sup>。

COBE 要件の判定においては、パートナーは、売却会社の資産がパートナー

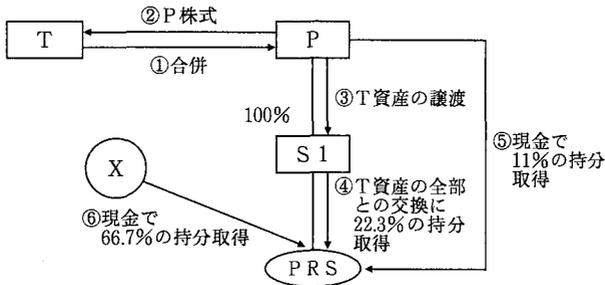
米国の非課税組織変更における事業継続性の要件

シップの事業に使用されている場合にのみ、その持分に応じて資産を所有するとみなされる。しかし、この取扱いはパートナーシップが所有する株式には適用されない<sup>16)</sup>。

【設例 13】 PRS の持分の統合

(i) 事実

図表10<sup>17)</sup>



S 1がT資産の全部を PRS に譲渡し、PとXがそれぞれパートナーシップの持分を取得するために現金を PRS へ支払うことを除き設例 11 と同じである。譲渡後、Pは PRS の 11%、S 1は 22.3%、Xは 66.7%を所有する。

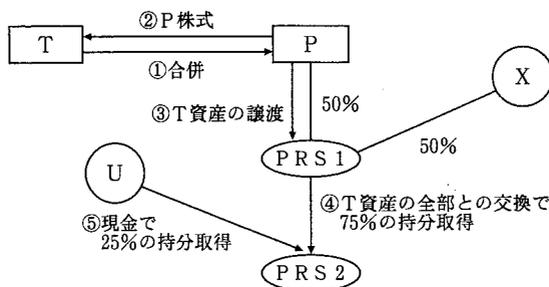
(ii) COBE

Pの適格なグループのメンバーは全体で、パートナーシップ事業の重要な持分に見合うパートナーシップの持分を所有しているため、Pはスポーツウェア製造事業を行っているときとみなされる。Pは PRS のスポーツウェア事業に使用されている資産の 11%を直接所有し、S 1は 22.3%を所有しているときとみなされる (§ 1.368-1(d)(4)(i)(A))。Pは S 1を含む適格なグループのメンバーのすべての資産を所有しているときとみなされ、グループ全体で、PはT資産の 33.3%を所有しているときとみなされるので、COBE 要件は満たされる (§ 1.368-1(d)(5) Example 11)。

【設例 14】 PRS が所有する PRS への資産譲渡

(i) 事実

図表11<sup>18)</sup>



TはZ州で商業ビルを所有し管理している。組織変更計画に基づき、TはPに合併し、交換で取得したP株式はT株主に分配される。PはT資産の全部をパートナーシップであるPRS1に譲渡する。PRS1は全国にテレビ放送局を持ち、営業を行っている。譲渡後、PはPRS1の持分の50%を所有する。PはパートナーとしてPRS1の事業については積極的かつ重要な管理機能を遂行していない。X（Pの適格なグループのメンバーではない。）は、PRS1の残り50%の持分を所有し、PRS1はZ州における放送事業を拡大するために第三者であるUと合併契約を結ぶ。組織変更計画の一環としてPRS1はT資産の全部とZ州放送局をPRS2にその75%の持分との交換で譲渡する。UはPRS2に現金を出資して25%の持分を取得し、Z州テレビ放送事業を管理する。PRS1はPRS2の事業を積極的かつ実質的に管理しない。PRS2のZ州事業は取得したTの商業ビルに移される。PがTから取得した資産の全部がPRS2の事業に使用される。

(ii) COBE

PRS1はPRS2の事業に使用されたTの資産の75%を所有しているとみなされる。また、Pは50%のPRS1の持分に見合うT資産を所有しているとみなされる。したがって、PはPRS2の事業に使用されたT資産の37.5% (50% × 75%) を所有することになる。PはPRS2の事業、すなわちZ州テレビ放送局の運営を行っており、従前のT事業資産の37.5%をテレビ放送事業に使用しているとみなされるので、COBE要件を満たす (§ 1.368-1(d)(5) Example 12)。

前述したように、発行会社がPRSの33.3%の持分を所有している場合には、その持分は重要な持分に相当し、事業の積極的かつ重要な管理機能を遂行しているかどうかに関係なく、COBE要件を満たす<sup>19)</sup>。

## おわりに

複雑な合併取引においては、費用の節減等の効果を実現するために、法人グループ内における資産の再構築がますます必要になっている<sup>20)</sup>。

組織変更で取得した売却会社の資産又は株式が、取得会社から他の会社に譲渡される時、その譲渡が当初の非課税組織変更の要件に抵触しないかどうかの問題となる。確定規則は、その譲渡が取得会社の適格なグループのメンバーに対して行われるものであるかぎり、COBE要件は満たされると規定した。

また、確定規則は、売却会社の資産のPRSへの譲渡について、発行会社の適格なグループのメンバーが、1) PRSの重要な持分を所有するか、または、2) PRS事業の積極的かつ重要な管理機能を行っているかのいずれかの場合には、COBE要件に抵触しないと規定した。

確定規則の公表でCOBE要件が明確になったことにより、非課税の組織変更後における資産の再構築がより活発になるものと思量される。

## 注

- 1) 拙稿「米国の非課税組織変更における持分の継続性の要件」経営総合科学（愛知大学経営総合科学研究所）第72号，1999年2月，131-146頁
- 2) Robert Willens, New Continuity Regs. Increase Flexibility in Planning and Implementing Tax-Free Regs., *Journal of Taxation*, March 1998, p.134.
- 3) Mark J.Silverman and Andrew J.Weinstein, The New Continuity of Interest and Continuity of Business Enterprise Regulations, *Journal of Corporate Taxation*, Autumn 1998, P.237.
- 4) Jasper L.Cummings, Jr., Guidance Proposed on Continuity Requirement in Reorganization, *Journal of Corporate Taxation*, Autumn 1997, p.262.
- 5) Mark J.Silverman and Andrew J.Weinstein, *op.cit.*, pp.239-240. なお，本稿の図表は図表4，6を除き同論文から転載した。ただし，一部加筆修正している。
- 6) *Ibid.*,p.243.
- 7) *Ibid.*,p.244.
- 8) *Ibid.*,p.242.
- 9) *Ibid.*,pp.237-238.
- 10) Mertin D.Ginsburg & Jack S.Levin, Mergers, Acquisitions, and Buyouts, March 1998, *Aspen Law & Business*, § 611.2.1, p.6-225 fn.24.
- 11) Mark J.Silverman and Andrew J.Weinstein,*op.cit.*,p.245.
- 12) *Ibid.*,p.247.
- 13) *Ibid.*,p.247.
- 14) *Ibid.*,p.248.
- 15) Bryan P.Collins & Stuart S.Lipton, The Final Regulations Regarding Continuity of Interest and Continuity of Business Enterprise, 56th New York University Institute on Federal Taxation, Matthew Bender, 1998, § 10.04[2] pp.10-30~10-31.
- 16) Mark J.Silverman and Andrew J.Weinstein. *op.cit.*, p.249.
- 17) *Ibid.*,p.249.
- 18) *Ibid.*,p.250.
- 19) *Ibid.*,p.251.

米国の非課税組織変更における事業継続性の要件

- 20) Robert A.Rizzi, New Wine in Old Skins : Interaction of New COBE Regulations and the Substantially All Requirement, Journal of Corporate Taxation, Spring 1999, p.63.